

## 道営住宅指定管理者候補者選定委員会について

## 1. 選定委員会の設置について

「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条及び第13条の規定に基づき、「道営住宅指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

[該当条文抜粋]

(指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取)  
 第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。  
 (設置)  
 第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織、教育委員会の所管する施設にあっては、教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会を置く。この場合において、北海道営住宅条例第2条第6号に規定する道営住宅等は、一の施設とみなす。

## 2. 選定委員会の所掌事項について

選定委員会の所掌事項については、道が別に定める準則を参考とし、「道営住宅指定管理者候補者選定委員会運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づき、決定する。

[北海道立●●センター指定管理者候補者選定委員会運営要領（準則）]  
 （総務部行革局改革推進課制定）

(所掌事項)  
 第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。  
 (1) 公募の方法等に関する審議  
 (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議  
 (3) 申請者の総合的な審査  
 (4) 最適な団体の選定  
 (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告  
 (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

## 3. 指定管理者候補者選定スケジュールについて（予定）

区分	開催時期	主な審議内容等
第1回委員会	6月1日	○委員長及び副委員長の互選 ○指定管理者制度の概要及び道営住宅における管理状況などの説明 ○次期指定管理者候補者の選定に当たっての検討事項の説明及び運営要領の一部改正に係る審議
第2回委員会	8月上旬	○公募条件、選定基準等に係る審議
第3回委員会	9月中旬	○公募条件、選定基準等の決定
公募開始	10月中旬	○募集期間50日間
第4回委員会	12月中旬 (2日間)	○申請資格者の報告及び申請者からのプレゼン、ヒアリングを踏まえた評価
第5回委員会	12月下旬	○指定管理者候補者の選定
指定	3月下旬	○令和4年第1回定例会で議決後、次期指定管理者が決定

## 4. 委員の任期

委嘱の日から知事が指定管理者を指定する日まで